

# 名寄市公売会

## を開催します

市では、市税の滞納に対し、動産差押えなどの滞納処分を強化しています。

通常はyahoo(ヤフー)オークションで公売を実施していますが、今回は、除雪機の公売会を市役所名寄庁舎で

実施します。

公売会に参加する方は、運転免許証など身分を証明できるもの、印鑑、買受代金を持ち、会場にお越しください。

なお、公売前に税金が完納となった場合は、その物件の公売を中止します。

また、公売物件は中古品ですので、経年の劣化やサビなどがありますのでご了承ください。



▲公売予定の除雪機

※公売物件の試運転(エンジン始動)を9時50分に行います。

### ●公売物件

品名	メーカー型番	仕様・状態	見積価格
除雪機	ホンダ HS970	12Vセル・リコイル、9馬力、70cm幅 ※バッテリー交換要 1994年モデルと思われる	30,000円
除雪機	ヤマハ YT660ED	12Vセル・リコイル、6馬力、60cm幅 ※ライトステー、オーガ曲がりあり ※オーガベルト交換推奨 2005年モデルと思われる	30,000円

※上記物件は3月8日まで、市役所名寄庁舎1階ロビーに展示しています。  
※仕様・状態は参考とし、実際に品物をご確認のうえ、公売に参加してください。

●ところ 市役所名寄庁舎(大通南1丁目1番地)

●とき 3月10日(日)10時～

(1)参加申し込み

3月10日(日)10時～11時

(2)せり売り開始

3月10日(日)11時～

(3)落札後の手続き

3月10日(日)せり売り終了後随時

●公売代金の支払い

3月10日(日)正午まで

●公売会の方法 せり売り

●参加できる方 本人または代理人。業者の方、市外在住の方も

参加できます。ただし未成年の方は参加できません。

●参加に必要なもの

(1)印鑑(個人の場合は認印でも

可、法人の場合は代表者印)

(2)本人が確認できる書面(運転

免許証、健康保険証など)

(3)委任状(代理人がせりに参加

する場合は提出、様式は任意)

(4)買受代金

●運搬 市内の方が落札した場合

はご相談ください。

●問い合わせ

税務課納税係(名寄庁舎2階)

☎01654③2111

内線3206～3208

# 3月は納税推進強調月間です！

○税金の納め忘れはありませんか？

市が提供する福祉や教育をはじめ、さまざまなサービスは、市税が主な財源となつています。市税の滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすこととなります。また何より、納期内に税金をきちんとなめている大多数の皆さまとの公平性を欠くことになり、督促状の送付などの経費に余分な税金を使うことにもなります。

このため市では、納期内に税金をきちんと納めていただいた市民の皆さまとの不公平の解消や納税義務のため、滞納者の財産の差押えを行っています。

なお、病気や失業、事業の廃止など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期内に納めることが困難な方については、納期内に左記までご相談ください。

問い合わせ

☎01654③2111

内線3206〜3208

○夜間納税相談窓口を開設しています

事情により納付が困難な方は納付について相談窓口を開設していますのでご利用ください。相談日時は19ページのお知らせをご覧ください。

また同日、国民健康保険に関する相談窓口も行っています。

## ○税金Q&A

「乗っていない軽自動車等は納税しなくていいの？」

4月1日現在、軽自動車協会に登録のある車輛について課税されます。友人などに譲ったり、廃車にした場合も、軽自動車協会への手続きが必要です。手続きは自動車店、自動二輪店で代行できますが、ご自身でもできます。車種によって手続きが違いますので、くわしくは税務課市民税係（☎01654③2111内線3201）までお問い合わせください。

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

ジェネリック医薬品差額通知を実施します

市では、慢性疾患などで長期間薬を服用している方など、一定の条件に該当する方を対象に、ジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合に見込まれる薬代の軽減額などをお知らせしています。

この通知は、軽減額の目安を、参考としてお知らせするものであり、ジェネリック医薬品への切り替えを強要するものではありません。また、切り替えができない場合もあります。通知が届いた方で内容に不明な点などありましたらお問い合わせください。

「ジェネリック医薬品とは」

ジェネリック医薬品は「後発医薬品」とも呼ばれ、新薬（先発医薬品）の独占販売期間が終了した後、販売が許可される、医療用医薬品のことをいいます。

ジェネリック医薬品は、新薬と違い開発コストがかからない分、新薬より安く提供することができます。

次の方は後期高齢者医療制度への移行が可能です

後期高齢者医療制度は、満75歳の誕生日から該当となりますが、次の方は申請により後期高齢医療制度への移行が可能です。

●65歳以上75歳未満の方で次のいずれかに該当する方

- ・国民年金（障害年金）証書の等級 ↓1級、2級
- ・身体障害者手帳 ↓1〜3級と4級の一部
- ・療育手帳 ↓重度
- ・精神障害者福祉手帳 ↓1級、2級

現在加入の医療保険から後期高齢者医療保険に移行される方は、医療費の負担割合や保険料が変更となります。加入した際の給付や保険料の内容、手続きの方法についてはお問い合わせください。

●問い合わせ

市民課国保高齢医療係（名寄庁舎1階）

☎01654③2111  
内線3114〜3116